

## I オンラインを活用した会議の開催に関する事項

意見	対応（案）
1 オンライン時の議員個人の使用場所ルールにつき、セキュリティーの観点等を踏まえた規定が必要である。（公明）	会議の出席場所には自己以外の者を入れないことや、会議と関係のない映像や音声が入り込まないようにすること等を座長案に記載します。
2 特例的な扱いになると思うが、PCが活用できない場合も考えて、スマホによるオンライン対応も検討すべきである。（公明）	スマートフォンを含むものとして座長案に記載します。
3 「委員が登庁困難」な場合をどこまで想定するか。（共産） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ コロナなどの感染症、警報発令時、公共交通機関の事情、大規模災害などの緊急時に絞る方が良いのではないか。（育児休暇中は対象としないなど、育児しながら会議にならないのであれば。休んでもらう事の方が大切ではないか。）</li> <li>➢ 災害発生時にインターネット、スマートフォンなどが活用できないような場合の想定はどうするのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 基本的には大規模災害その他の緊急事態の発生により参集困難な場合を想定しています。なお、デジタル化社会への対応も考慮し、会議の内容によっては平時でもオンライン開催ができるよう座長案に記載します。</li> <li>➢ インターネットやスマートフォン等が活用できない場合は、会議を招集しないことが考えられますが、会議は定足数を満たせば開催できることを考えると、会議の緊急性やその時の委員の通信状況、代理出席の可能性等を勘案して、オンライン開催を含め、招集権者が開催の可否を判断することになると考えます。</li> </ul>
4 登庁が困難で、オンライン出席を希望しない（できない）場合は、欠席扱いになってしまうのか。（共産）	会議が開催される場合にオンライン出席や代理出席をしない（できない）場合は欠席扱いになると考えます。
5 通信環境が悪くなった時に、会議の進行を止めるのか、進めるのか。（共産）	通信環境の悪化状況により、必要があれば休憩の措置が取られることが考えられます。なお、進行中に映像と音声による本人確認が全くできなくなった場合は、その間は出席していないものとして扱うことになると思います。
6 招集権者や職務代理者が「登庁困難」な場合の対応はどうするのか。（共産）	原則は招集場所への参集としますが、参集困難な場合はこの限りではない旨、座長案に記載します。
7 会議の開催方法 災害時を想定し、招集権者及びその職務代理者が登庁しなくても開催できる様検討願いたい。（民主）	

## II 施設整備に関する事項

意見	対応
1 通信環境の整備とセキュリティーの充実について詳細を示すべき。(立民)	通信環境の整備及びセキュリティー対策について、座長案に記載します。
2 個人の端末でも議会クラウドにアクセスできるように検討すべき。(立民)	議会クラウドは、議員用モバイルパソコンから接続することを原則とします。 なお、オンラインにより出席する委員が一定のセキュリティー対策を講じている場合には、会議開催時に限り、接続できるよう、座長案に記載します。
3 発言者の音声にノイズが入ったりプツプツと途切れると、言いたいことがわからなくなる。そうならないよう、音響設備や通信環境を整備したほうが良い。(県政)	議員用モバイルパソコンのLTE環境の増強や中会議室の整備等、通信環境や音響設備の整備について、座長案に記載します。
4 [WEB会議ツールについて] (共産) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回、試験的に「Zoom」を使用しているので、このまま活用を進めれば良いと思う。</li> <li>・ 有償版は、(法人契約が可能であれば) 議会局側で契約をしておけば、全議員が登録する必要はないと思います。</li> <li>・ 通信環境に影響されるため、できる限り、無線ではなく有線で行った方が良いと思います。  <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 無線でやるのであれば、大容量の通信に耐えられる設備でやる必要があると思います。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有償版で使用するWeb会議ツール、契約数については、別途検討します。</li> <li>・ 議員用モバイルパソコンのLTE環境の増強や中会議室の整備等、通信環境や音響設備の整備について、座長案に記載します。</li> </ul>
5 [登庁困難時、議員用モバイルPCを持っていない場合] (共産) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の私物PCを使用する可能性があるため、定期的に最低限のセキュリティー環境が整っているかどうかを確認する機会を設ける(もしくは書面で方法を記載する)必要があると思います。</li> <li>・ 手元にスマートフォンしかない環境の場合のセキュリティー対策も同様かと思っています。</li> </ul>	委員が私物端末を使用する場合の情報セキュリティーや情報管理対策等について、座長案に記載します。 私物端末を使用する場合、委員には、一定のセキュリティー対策を講じていることをあらかじめ招集権者に申し出てくださいよう、座長案に記載します。

<p>6 音声をはっきりしてもらう為の整備は必須です。開催側の環境もだが、参加側の環境対策も重要です(パソコンや端末によって違いがある。)(民主)</p>	<p>議員用モバイルパソコンのLTE環境の増強や中会議室の整備等、通信環境や音響設備の整備について、座長案に記載します。</p> <p>参加者側については、安定的な通信環境を確保する観点から、自宅等においては、十分な通信速度が確保されたセキュリティで保護されたアクセスポイントに接続するよう、座長案に記載します。</p>
---	--

### III その他

意見	対応
<p>1 議会傍聴についての対応を考えるべき。(立民)</p>	<p>傍聴は、原則として、会議室に参集して行うものとします。</p>
<p>2 知事会のオンライン会議を参考にすべき。(立民)</p>	<p>画面構成など、オンライン会議をするうえで参考にします。</p>
<p>3 会議中のルールとして、顔出しは必須にした方が良いと思います。出欠の確認になる。(共産)</p>	<p>議事進行に当たっては、原則として、出席者全員の映像を表示することなどを座長案に記載します。</p>
<p>4 全ての議員が実行できるように、何回か練習する機会が必要と思います。(共産)</p> <p>➤ 発言時の手上げ(アイコンにするか、自身の手上げか)や、ミュートの取り扱いなど徹底できないと、ハウリングなどで会議が成り立たなそうです。</p>	<p>今後の運用の中で検討します。</p> <p>なお、座長案には、対象会議において、オンライン会議を試行的に開催していく予定であることを記載します。</p>
<p>5 今は議会改革検討会議などを想定しての検討だが、議決が必要な委員会などまで、オンライン会議の対象範囲を拡大する際には、あらためて課題のあぶり出しなど検討が必要と思います。(共産)</p>	<p>常任委員会等今回対象としなかった会議については、執行機関出席者の扱いやインターネット中継等の課題もあることから、あらためて検討する旨、座長案に記載します。</p>
<p>6 聴覚障がいがある場合、Web会議の際には、音声文字化ソフトを介して文字を読み取り参加することから、スピーカーからの音声がかき消えたり、正確な文字変換がされないのと、スピーカーの音量調節が出来ないと参加そのものが厳しくなる。(民主)</p>	<p>議員用モバイルパソコンのLTE環境の増強や中会議室の整備等、通信環境や音響設備の整備について、座長案に記載します。</p>